

UIJターンによるプロフェッショナル人材確保のための

お試し雇用補助金

企業の人材確保をお手伝いします！

和歌山県内に事業所等を有する中小企業が、首都圏等からUIJターンにより競争力に必要な人材を確保するに当たって、正式採用に至るまでの「お試し雇用（※）」にかかる費用の一部を補助します。

※お試し雇用：事業者とプロフェッショナル人材（裏面参照）の双方が、就業の可否を判断するための3ヶ月以内の期間の雇用又は正規雇用後の3ヶ月以内の試用期間における雇用をいいます。

補助対象者	和歌山県内に事業所等を有する中小企業者 ※中小企業等経営強化法第2条第1項の中小企業者で、本社所在地に関わらず、県内に事業者又は事務所を有する中小企業者を対象とします。	
対象事業	補助対象者が、県外からプロフェッショナル人材を採用する際、お試し雇用を実施するもの。	
	お試し雇用に係る条件	<ul style="list-style-type: none"> ・プロフェッショナル人材が、補助対象者の役員の3親等以内の親族でないこと ・いずれか一方の事業者のもう一方の事業者に対する出資比率が50%以上である事業者間における出向又は転籍に相当するものでないこと ・お試し雇用後、お試し雇用前に在籍した会社等に戻ることを前提とするものでないこと
	お試し雇用後の正式採用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・長期雇用を前提とした待遇を受けるものであること ・年間換算給与額がお試し雇用に係る雇用年間換算給与額を下回らないこと
対象経費及び算定基準	お試し雇用の実施に当たり、補助対象者が負担するプロフェッショナル人材の雇用に係る以下の費用	
	給与（給料、各種手当、賞与等）	補助対象者の規程による額
	移転費用（引越費用、ホテル滞在費用等）	補助対象者の規程による額 ※規程がない場合は、実費又は県規程による上限額のいずれか少ない額
	社会保険料	法令による額
補助率	1 / 2（千円未満切り捨て）	
補助額	上限100万円（1年度1企業1回まで）	

【プロフェッショナル人材】

5年以上の経験により事業企画、運営等の実績を有し、かつ、受入企業において競争力の強化につながるような活躍が期待できる人材

	人材イメージ	具体的な経験
経営人材・経営サポート人材	経営者や経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材（将来の経営幹部候補も含む）	企業経営や大手企業での事業部管理等のマネジメント経験者など
販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな販路を開拓し、売上増等の効果を生み出す人材	商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネスの経験者など
事業再生人材	企業価値の向上に向けて、企業が抱える課題を解決（財務再構築、事業再編等）し、事業再生を推進する人材	金融機関のOB等で事業再生に係る案件をマネジメントとして手がけた経験を有する者など
生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出すことのできる人材	大手企業の工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者など
その他の人材	受入企業で求められるスキルについて5年以上の職業経験を有していることを一つの目安として、受入企業の実情に応じて、プロフェッショナル人材とみなすことのできる人材	

《事業の流れ》

- ① 検討段階で、県に対象となるか確認
- ② 雇用契約締結前に「お試し雇用計画書」等の交付申請書類を県に提出
- ③ 県が審査し、交付決定通知
- ④ お試し雇用に係る「雇用契約」を締結し、雇用開始
- ⑤ 期間終了後、県へ実績報告書を提出し、県による補助金額確定後、請求書を提出

＜注意事項＞

- お試し雇用対象者（プロフェッショナル人材）を見つけるにあたっては、公的機関からの紹介や民間人材紹介事業者の利用、又は受入企業が独自に探し出す等、その手段は問いません。
- 補助金申請の交付決定日以降の経費が補助の対象となります。申請をお考えの方は、お早めにご相談ください。

《お問い合わせ先》

和歌山県労働政策課（〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1）

TEL：073-441-2791

▽ 交付要綱・申請様式は、和歌山県ホームページに掲載しています ▽

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/purofessyonaruzinnzai.html>

